

税制調査会（第3回税制調査会 法人課税ディスカッショングループ）議事録

日 時：平成26年4月14日（月）10時00分～

場 所：財務省第3特別会議室（本庁舎4階）

○大田座長

おはようございます。ただいまから第3回法人課税ディスカッショングループ（以下、「法人課税DG」という。）を始めます。

まず、今日の会議の流れですが、課税ベースの拡大についての2回目ということで、政策税制・租税特別措置を議論します。

今日は、この法人課税DGの後、12時から総会を予定しています。

それでは、カメラの方はここで御退室をお願いします。

（カメラ退室）

○大田座長

では、早速議論に入ります。

議論を効率的に行うために、前回同様、私と事務局で論点を作成しました。少なくとも今日これだけは議論していただきたいという論点です。

まず、その論点と、それに関連する資料について事務局から御説明いただきます。財務省と総務省、合わせて20分以内で御説明をお願いします。では、財務省の富安税制第三課長、よろしくお願いします。

○富安主税局税制第三課長

今、御紹介がありました、資料の「租税特別措置と減価償却制度の論点」という2枚紙を御覧ください。読み上げさせていただきます。

1. 租特はゼロ・ベースでの見直しが必要。

経済社会環境の変化に応じて政策税制の必要性和効果を根本から再検討し、真に必要なものに限定すべきではないか。

特定の産業支援のための優遇措置は可能な限り見直し、新産業がおこりやすい環境を整えるべきではないか。

見直しに当たっては、租税特別措置透明化法に基づく使用実績を勘案することが必要ではないか。

2. 租特の見直しに当たっての論点。

期限の定めのある政策税制は、期限時に廃止が原則ではないか。

政策税制が長期に亘って存続すれば、税負担の歪みが固定化してしまう。

政策税制による最大のインセンティブは、期限が区切られていることであり、これを政策ツールとして最大限活用する。

期限の定めのない政策税制は、適用実態調査などを活用して効果を検証し、期限の設定、及び対象の重点化を行うべきではないか。

研究開発税制については、次の検討が必要ではないか。

産業の新陳代謝が促され、高収益の企業が生き残るという結果をもたらす市場メカニズムの機能を阻害しないよう、見直しが必要ではないか。

広範囲の試験研究費を対象とせず、税制で促進すべき分野に集中させる仕組みが必要ではないか。

総額型はインセンティブ付与というより軽減税率と同じ効果を持つものであり、とくに税額控除は結果的に補助金と同じ効果を持つものであるため、税率引下げに応じてその必要性を抜本的に見直すべきではないか。

中小企業支援のための政策税制は、次の検討が必要ではないか。

多額の所得を得ながら中小企業向け租特の適用を受けている企業があるとの会計検査院の指摘を受けとめ、適用範囲を見直すべきではないか。

過去からの類似の政策税制が積み重なっているが、中小企業が経営の脆弱さを克服し、成長するための支援税制に焦点を絞るべきではないか。

利用実態が特定の企業に集中しているもの、適用者数が極端に少ないものは、廃止・縮減を検討すべきではないか。

例えば不特定多数を対象にすることを想定しながら上位10社の適用額が8割以上である場合や、適用件数が10件以下である場合。

3. 減価償却制度の見直しにあたっての論点。

定率法と定額法とが、その時々損益状況に応じた節税効果の観点から選択される場合が少なくない。節税効果によって減価償却方法が選択される状況は税制本来のあり方からみて是正されるべきではないか。

政策税制と異なり、適用設備に要件が課されているわけではないため、非効率な投資も助長する結果となっているのではないか。

上記の点を考慮して、定額法に統一すべきではないか。

続いて、法D3-1「税制調査会〔租税特別措置・加速度償却〕」という資料を御覧ください。絞って説明させていただきます。

3ページは、政策税制の全体像です。資料の後半を省略するために、ここをある程度重点的に説明させていただきます。

全体の政策税制について、ここにあるように1から7に分類しています。1が特定企業行動を促すもの、2が中小企業支援に係るもの、3が特定の事業者に対する財務支援という類型です。

1の特定の企業行動を促すものとは、主なものに、研究開発を促進するためのもの、あるいは設備投資などを促すもの。例えばここに書いてある特定の資産の買換えの場合等の課税の特例は、一定の政策目的のために建物や土地について買換えを促す場合がありますが、その際に譲渡益が発生した場合に一定割合をその時点で課税にならないようにする特例です。

それから、環境関連の投資促進税制として、設備投資をした場合に普通の減価償却率に加えて所得の一定割合について、上増しして償却して費用を計上できるようにすることで税負担を軽減するというものがあります。

この設備投資の種類のほかにも、国家戦略特区あるいは沖縄関係、離島関係など、そういった特区における投資の促進も含まれるものです。

③が、給与あるいは雇用を拡大した場合に税額控除するというもので、④は資源を確保するものです。この1の類型は一定の企業が行動した場合にそれに応じて特別償却や税額控除が受けられるという類型にしています。

2が中小企業支援で、中小企業に関わるものを全て入れています。

3が特定の事業者に対する財務支援で、例えば公益法人などについて税率の特例、軽減税率があります。例えば新聞等で若干話題になった肉用牛を売却した場合の農業生産法人の特例は、法人税の減収額は15億円ですが、それもここに入ります。

4以下は若干類型が異なります。4は、例えば将来の損失や支出に対する損害にかかわるもので、一定のルールまたは法律によって、準備金あるいは一定の取組みによって負担金を拠出することが半ば強制的になっているものについて、負担の軽減をするものです。ただ、後ろの方に論点を出していますが、準備金ないし負担金を拠出する場合に、外部の基金などに積む、要するに明確に分けて拠出するものと、内部取引の一環として積み立てる場合がありますが、その取扱いが違う場合についてどう考えるかという論点があります。

5の収用・補償に係るものは、例えば収用等に伴い補償金をもらって代替資産を買う場合がありますが、その補償金をもらった場合に、もともとあった資産の取得費との差額、原則収益分に対して課税が発生しますが、そこに課税すると目的が達成できなくなるので、そういったものを課税しないような特例を作っているものです。

6は特別な事業体ということで、特定目的会社、例えば不動産リートのようなものに対して法人税法とは異なる取扱いをしているものです。

後ろに別冊で参考資料を付けていますが、1から7の分類に基づいて全ての租特について分類しています。

続いて、減収額を御覧いただくと、平成24年度分の減収額は1兆円です。大きなものとしては、1の①、研究開発減税が約4,000億円あります。その次に大きいものが2にある中小企業者等の法人税率の特例で、約1,000億円あります。ここで注意点ですが、法人税法による軽減税率というのがあります。これは実は所得の800万円までに対して、中小法人はもともと法人税法では25.5パーセントの標準税率を、19パーセントに軽減するものです。外書きに「ほか」とあるように、これにより1,800億円ほど軽減されています。さらに、租税特別措置でその19パーセントを15パーセントに軽減して、これが約960億円ということです。したがって、ほか1,800億とは、下に書いた1兆円の外書きで、中小法人に対して本則で軽減している減収額になるものです。

右側にもう一つ大きな枠、ただいま24年度ベースでの減収額を御説明しましたが、25、26年度改正での主な対応を書いています。これは、安倍政権になり、デフレ脱却に向けて大規模な政策減税を、期限を設定して打っています。研究開発税制は大幅な拡充をしていますし、生産性向上設備投資促進税制ということで、一定の生産性向上、エネルギー効率向上に資するものを取得した場合に即時償却あるいは5パーセントの税額控除。昨年秋に異例のスピードで大胆な投資減税をするということで処置しているものです。

また、③の右側は、所得拡大促進税制ですが、いわゆる賃上げを原則ということで、給与総額を増額した場合に20パーセント増額分に対して10パーセント税額控除をするものです。

昨年秋、日本再興戦略で設備投資について70兆円を目指すということで、それに対応するものとして行っています。

また、次のページですが、ダボス会議で総理も、設備投資、研究開発、賃上げに振り向かせるため、異次元の税制措置を断行すると言われていています。このうち④と書いてあるものは、平成26年3月に税制改正法案が成立したものです。

4ページは省略して、5ページを御覧ください。今、法人税関係の租特について御説明しましたが、法人関係以外の租特もありますので御紹介します。

全体の減収額は右下のとおり約6兆円です。そのうちの大半は「4.その他」の主なもので、石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等が3兆5,000億となっています。これは石油を精製する過程で出てくるナフサが揮発油に該当するのですが、それについて揮発油税を免税しているものです。それから、もう一つ大きいのが3にある住宅関係、いわゆる住宅ローン減税が約7,500億円あります。

8ページ、1番目のタイプの主なものの概要です。説明が重複するため省略します。

9ページ、先ほど一番大きな減収があるものとして研究開発減税を紹介させていただきましたが、仕組みについて御説明します。

下の絵のとおり、いわゆる総額型、増加型、高水準型とありますが、総額型に加えて、上乘せ措置して増加型、あるいは高水準型、二つの措置をとることができます。

総額型は、試験研究費について一定割合、大法人は最大10パーセント、中小法人は12パーセント、税額控除ができるというものです。通常の企業活動では一定の研究開発が行われると思いますが、その場合に中小法人で12パーセント、大法人で10パーセントは税負担軽減になっているということです。

下の枠のとおり、控除額に上限がありますが、今は法人税額の30パーセントが上限となっています。平成23年度改正で税率引下げの財源のためにいったん上限3割から2割に下げましたが、新政権になり、成長戦略に対応するというので、法人税額の減税額の控除制限を2割から3割に上げています。増加型は、税調でも御説明しましたが、26年度改正でより増加のインセンティブが効くように見直しをします。

10ページは、研究開発税制の改正の経緯です。昭和42年度の創設時は増加型で出発しましたが、平成15年度に総額型ができました。このときの議論は、税率を引き下げるか、あるいは総額型を創るかで、総額といっても一定の税負担軽減効果があるということで総額型が選ばれています。

平成18年度には増加型と両方合わせて措置できるようになっています。平成20年度には増加型に加えて高水準型ができています。

11ページの左側、研究開発費の内訳ですが、人件費が約4割を占めています。

それから、右側の真ん中に「控除上限額まで使っている法人（推計）」というのがあります。総額型では最大4割まで法人税の減税控除ができますが、それを目いっぱい使っている法人が680法人で、これは全体の1割に達していませんが、逆を言うと9割以上の企業の方はこの控除制限の範囲内で税額控除を使っているということです。

ちなみにその下、総額型プラス増加型、または高水準型、これは法人税の最大4割まで減税できますが、そこまで使っている法人は以上のとおりです。

12ページは、売上に対する試験研究費の推移を示したものです。

13ページは、各国の比較です。簡単に御説明します。日本は、先ほども御説明した総額型と増加型あるいは高水準型、両方とれますが、アメリカは増加型だけになっています。イギリスは、総額型ですが、現在、所得控除に対して追加的に損金算入が30パーセントできるということで、これを税額控除ベースに直すと実質6.3パーセントになります。あと注4ですが、現在10パーセント税額控除にする制度も入っています。ドイツには研究開発税制はありません。フランス、韓国は、中小法人あるいは額が小さいところは税額控除割合が多くなっていますが、大法人あるいは額が大きい研究に対しては日本の税額控除より小さくなっています。

二段目の主な試験研究費の範囲を御覧いただくと、例えばアメリカ、イギリスの減価償却費は対象外になっていたり、フランスでは人件費は50パーセント相当額までしか対象としなかったりと範囲が限定されています。日本にはそういった範囲の限定はありません。

一つ申し忘れてましたが、研究開発減税というのは、研究開発費用あるいは減価償却費については、もともとの費用として損金算入できます。それに加えて税額控除で応援しているという制度です。

14ページから19ページは、冒頭で御説明した内容のポンチ絵ですので省略します。

20ページは、中小企業支援に関する政策税制です。下の方に中小企業に対する特別の取扱いの主なものとして、税率から投資減税等までそれぞれ並べています。広範な範囲で応援させていただいています。

21ページは会計検査院による意見表示です。22ページで説明いたします。棒グラフが二段に二つ並んでいますが、上の段が中小企業者の所得金額別法人数、下の段が大企業の所得金額別法人数です。大企業あるいは中小企業について所得ベースで見ると、

大企業並みの所得を稼いでいる中小企業者もそれなりに結構あり、会計検査院の指摘は、今、資本金基準で1億円以下という基準によって中小企業者に対して軽減税率あるいは税制優遇が行われていますが、ある程度所得を稼いでいるところに対してそれでよいのか、適用範囲についてどう考えるかという指摘が付されています。

23ページは、租税特別措置の適用実態調査において、右側に所得階級別の表がありますが、ここで下の段の10億円以下あるいは100億円超という所得階級でこの軽減税率を受けている法人もそれなりにあると、データで御参考に示させていただきます。

24ページは、所得税と中小法人の法人税の税負担率の比較ですが、ちょうど800万円以下のところで所得税と中小法人等が交差する格好になっています。軽減税率を下げると中小企業法人の方が下に行ってしまうので、中小企業法人がより有利になるという構造になります。

25ページから28ページは省略させていただきます。

29ページは、政策税制の見直しの点で、先ほどの論点で申し上げたところにも重なりますので重複を避けて申し上げますと、(1)から(6)はこれまでの法人課税小委員会などでも指摘されている点を挙げています。

30ページは中小企業の部分ですが、三つ目の丸は、今、申し上げた軽減税率をどう考えるかという話です。

最後のところは、公益法人について一般民間法人と競合する分野等がありますが、これをどう考えるかという問題提起があります。ただ、公益法人等については、別の回で扱いたいと思いますので、今回は省略いたします。

34ページは、前回も御紹介した、アメリカの代替ミニマム税です。上の段が通常の計算方法、下の段が代替ミニマム税の計算方法です。課税所得に加算するものとして減価償却で引かれすぎている減価償却の分や、租税優遇分をいったん加算して、税額を計算しています。これは、個々の租特で制限するというよりは、租特で優遇されている部分があるとすれば、それについて量的に抑えていこうという制度です。

続いて、加速度償却の観点からの論点です。36ページを御覧ください。現在、機械装置について定額法または定率法が選択可能となっています。定額法は、例えば耐用年数が10年のものだとすると、100パーセントを10年で割って毎年10パーセントずつ減価償却していくものです。定率法は、現在、200パーセント定率法といい、定額法の10パーセントの200パーセントですから2倍、20パーセントを、残存価格に対して掛けて減価償却していくので、加速度償却と呼ばれています。

見直しの視点を御覧いただくと、先ほどの論点に書いてありますが、二つ目の丸にあるように、選択が可能であることで、経済的な実態とは関係なく早期の投資回収が可能となるなど、手元キャッシュフローが増加することにより投資判断をゆがめるおそれがあり、収益力の低い投資を助長する結果にならないかという問題点があると思います。

五つ目の丸にあるように、ドイツが税率引下げを行ったときに、異次元の課税ベースの拡大ということで定額法を採用しています。今回の論点としては、定額法への統一を検討してはどうかということです。

○大田座長

ありがとうございます。それでは、総務省の開出都道府県税課長、よろしく申し上げます。

○開出自治税務局都道府県税課長

地方税関係について御説明します。右肩に法D3-3とある資料を御覧ください。地方税の税負担軽減措置と書かれた資料です。

1 ページは、国税で講じられている租税特別措置が地方税にどのように影響するかという仕組みを図にしています。国税では、①所得計算の段階、②税率の適用の段階、③税額控除の段階で租特が講じられますが、地方税は中段にあります。法人住民税は都道府県・市町村に課していますが、そのうちの法人税割については国税の法人税額を課税標準にしているのです、以上の①から③まで全てが影響してきます。③の税額控除は、地方税では基本的に中小企業に適用されますが、基本的に全てが影響します。

下段の法人事業税です。これは都道府県が課していますが、その中の所得割においては、法人税法上の所得概念を課税標準として用いていますので、①の所得計算の特例が地方税についても影響してくるという関係になっています。

その影響ですが、2 ページ、地方税における政策税制の減収額です。項目立てについては、国税で御説明があったものと同様ですが、国税で約1兆円の減収額でしたが、地方税では、2,500億円ほどの減収額があります。

3 ページ、国税に連動する以外の地方税独自の負担軽減措置です。これは法人事業税の関係ですが、①の社会保険診療について、地方税では実質的な非課税措置が講じられていることや、法人事業税の資本割について課税標準の特例が幾つかある等により、総額600億円余の減収が生じています。

4 ページが法人二税関係以外の地方税における税負担軽減措置です。1の個人住民税から始まり、不動産取得税、固定資産税等の関係がありますが、総額を合わせて1兆3,700億円余の減収が措置として講じられています。

5 ページ以下に地方税における負担軽減措置に関する地方財政審議会や国会の決議、全国知事会の意見書等がありますので、参考に御覧いただければと思います。

○大田座長

ありがとうございました。

それでは、冒頭に御説明いただいた論点の2枚紙を中心に御意見をいただきたいと思っております。租特と減価償却、論点は二つありますが、これは一挙に御議論いただきます。前回と同じく、御発言は恐縮ながら1分以内、プレートを立てていただき、即座に御発言されたい方は手と声を上げていただくようお願いします。

では、佐々木特別委員、お願いします。

○佐々木特別委員

まず論点のお話からさせていただくと、私の資料も見ながら聞いていただきたいと思います。やはりゼロ・ベースで見直すこと自体は否定しなくてよいと思います。それはやっていかなければいけない。だが、今ここに書いてあるのは、真に必要なものをどのように定義していくか。我々、国際競争をしているわけですから、国際的イコール・フットィングになるような形のをこの論点のベースにきちんと置いていただかないと難しい。

それから、租特と言いますが、他国ではほとんど本則に入っています。ですから、ぜひイコール・フットィングという意味でしっかりやっていただきたいと思います。

研究開発税制の話がいろいろ出ましたが、私の資料の1ページにあるように、控除の上限は英国、フランスは無制限で、繰越期限についても英国は無期限で米国は20年、本則でほとんど設けられています。ですから、租特だからだめだということではなく、競争力を拡大するためのものについては、量もそうですが、本来は本則でやるべきだと思います。

資源のところも説明を飛ばされましたが、日本は資源小国ですので、そこをどのようにしていくか。最近が開発費も上がっていますし、資源獲得競争も非常に激しくなっています。資源のナショナリズムということもあって、資源開発コストは2000年代初の約2.5倍程度になっているのです。私の添付資料4ページにあるとおり、基本的に諸外国は恒久税制措置として、それから中国、韓国、インドは国営企業が国策でやっています。そのようなものを租特と一緒に議論してよいのかどうかをまず論点の中でやっていただきたいと思います。

同じように、日本は海に囲まれていますから海運をしなければいけません。そうすると、トン数標準税制が必要なのですが、添付資料の5ページを見ていただくと、他の国では全運航船に占めるトン数標準税制の適用割合がほぼ100パーセントですが、日本はこれだけ海洋立国なのに15.8パーセントしか適用していません。このようなことが競争条件として本当によいのかと思います。

以上が租特の話ですが、あとは減価償却の話では、償却期間、償却方法、いろいろあると思います。ですが、本当の問題は、私の添付資料の7ページにあるように、償却資産にかかる固定資産税、特に機械・装置への課税は、米国やカナダの一部の州だけで、競合するアジア近隣や西欧でも例がないのです。ですから、土地、家屋はおっしゃるとおりかもしれませんが、機械・措置に対してこのようなことをして国際競争ができるのかをまず考えていただきたいと思います。

もう一つ、租特は政策目的で減税しています。逆に、特別会計では、実際には様々なものが課税されています。この特別会計が合計されていない。石油・石炭税と電源開発促進税と航空機燃料税だけで約9,400億円、先ほどの租特の1兆円と同じくらいの

額となっています。ですから、こちらも政策目的で課税している以上は政策目的が廃れていたら止めなければいけない。租特と同じことだと思います。ですから、特別会計で課税する方は目的が廃れていてもそのまま、租特で減税する方は目的が廃れているのだったら止めましょうというのも不公平。やはりそれもイコール・フットィングでやっていただきたいと思います。

○大田座長

一つ御質問してよろしいでしょうか。佐々木特別委員のペーパーに早急に25パーセント程度まで引き下げることが書かれています。単年度での税込中立は最初から前提にしていませんが、法人税の税率引下げは恒久減税ですので、一定の恒久財源は用意しなくてはならない。25パーセントに下げるときの財源は実際に具体的にはどのようにお考えでしょうか。

○佐々木特別委員

私の諮問会議の発言の議事録を読んでいただくと分かりますが、例えば昨年度でも法人税は8.7兆円の予算のところ、10.1兆円の見通しで、最終的には多分10.4兆円くらいいくと思われます。本当は税込中立であれば8.7兆円から上振れた分は返さなければいけません。ところが、実際は10.1兆円まで補正予算で上げて、今度は10.1兆円で26年度予算ができていますので、そのようなことを考えたときに、単年度で10パーセント下げるのではなく、それも上げ潮派のように、先に儲かるからと下げるのではなく、今言ったように成長の過程の中であるトレンドでもって税収が伸びていくということで、その結果が出たときに補正の減税や、少し溜まったところで何パーセントかの減税をして、トレンドが確定したところでうまく減税をしていけばよい。トレンドが固まったことをどのパラメータでやっていくかによって、それをフォワード・ガイダンス的に運用するのが良いだろうと、諮問会議でも提案しています。

○大田座長

税収増には循環的な要因と構造的な要因とありますが、それを全て、つまり、課税ベースの拡大という制度の見直しではなく、あくまで税収増で恒久財源の部分を割り出していくというお考えですか。

○佐々木特別委員

違います。課税ベースの拡大で、例えば100パーセント税込中立ということであれば、増収分は補正で、減税で返さなければいけません。そうではなく、全体のトレンドの中で、例えばリーマンショックからある程度トレンドとして回復しているからこそ増収になっています。全て返せなどと我々も言う気はありません。そういったことを全体的に見たときに、ほぼコンスタントロードとなったところに対してどのように判断していくか。他の国が消費税を中心にするなどいろいろしているときに、実効税率が低い国と競争するために今、税率を下げようとしていて、何も払いたくないと言っているわけではないので、誤解のないようによろしくお願いします。

○大田座長

目指すところは共通、共有なのですが、議論を進めるために、念頭に置いておられる財源の案を出していただけますか。

○佐々木特別委員

今、言ったようなことですが、本当にそれをうちでやってよいのでしょうか。先週も実は財務省と地方財政などの勉強会を行ったのですが、その中で言っても、実質法律があるからだめだという話になってしまう部分が多々あります。それを例えば各地方財政の中でもこのような法律をこう変えて何とかするというのを我々で全部本当に作ってよいのかと思いますが、いかがでしょうか。

○大田座長

最初にゼロ・ベースで見直すと言われましたので、具体的にそれが何を指すかを出していただいた方が議論は進むと思いますが、それはお願いできますでしょうか。

○佐々木特別委員

ゼロ・ベースで見直しが必要というのは、この論点に書いてあるから言っているだけで、その中に国際競争におけるイコール・フッティングを入れてほしいと頼んだだけです。

○大田座長

分かりました。要は税率を引き下げるときに必ず代替案がないと議論になりませんので、できればお出しただければということでお願いだけです。

○佐々木特別委員

どうしても出せと言え出ないことはありませんが、当然そこには様々な利害が出てきて、これを業界でまとめること自体は、1年くらい本当はかかると思うのです。変な話ですが、税制調査会でこの案をいつまでにまとめていただけるのか、諮問会議では骨太が待っていますから、そういった意味で本当にトータルの意見として何か代案がなければだめという話であれば、では租特を止めても大丈夫な代案に何かあるかというのがどこにも出てきていません、財務省も。ですから、やはり何から何まで提案者がやるという話になると、今のエネルギー問題でも何でも、そんなものは誰も代案を出していません。その辺りは行きすぎだと思いますし、もしそのようなことが必要であればお時間をいただきたいと思います。

○大田座長

分かりました。御検討いただければと思います。では、上西特別委員、どうぞ。

○上西特別委員

二点あります。ゼロ・ベースの見直しに当然賛成です。そして、現行の規定の本法か措置法かという区別ではなく、必要か否か、それが重要だと思います。その判断は適用実態の調査に基づく件数が多いかどうかと、もう一点、国際的に広く使われているかどうか、この二点が重要だと思います。

その文脈でいくと、諸外国でも中小企業向けの軽減税率が、広くかどうかは分かりませんが、幾つかの国で行われている点も留意すべきだろうと思います。

そして、租税特別措置の施策の上限ですが、ある程度の弾力性、のりしろを設けたとしても、総額を設けてもよいのではないのでしょうか。その中で何が重要かを慎重に検討するという考え方もあってよいと思います。

中小企業向けの施策で軽減税率が資料の22ページにあります。実感として、資本金は小さいが、所得が多額に出ている法人を知っていますし、関与しています。もう資本金による区別が適切でなくなっていることも事実ですので、資本の部全体で見るとか、所得のうち一定金額は大中小問わず軽減税率を適用するとか、そういったことをしないと、不公平というかどうかは別ですが、資本金は小さいが、適用を受けている会社は現にあります。その点も合わせて考えるべきではないかという気がしています。

○大田座長

ありがとうございます。田近委員、お願いします。

○田近委員

今まで企業の受取配当の課税、繰越欠損金、租税特別措置と、今日は減価償却と議論していますが、ある意味、受取配当の扱い、繰越欠損金の扱い、租税特別措置の扱いはどうあるべきかという議論だと思います。減価償却で発言したいと思っているのは、減価償却の扱いは、まさに法人税のあり方の根本にかかわるのではないかという視点で議論させていただきます。今、国を挙げてデフレ脱却を目指して経済対策をしています。その中で法人税がどうかかわるのか、そこに減価償却がまさに中心的に関わっていると思います。

我々、法人税の勉強をしてきていますが、その出発点として、インフレのときに法人税はどのような問題を起こすかということをやってきました。問題の根っこは、減価償却資産の簿価と再取得価額が大きく違うインフレのときはどう考えるかでした。仮に100万円で買った資産が、再取得するときには300万かかるという状況で減価償却していくと、簿価で償却しますから、見かけの利益が出ていってしまう。それが限界実効税率を上げるというのが、実は70年代、80年代の財政の税制の最大問題の一つとして議論してきました。その過程で在庫評価益の問題もファーストイン、ファーストアウト、ラストイン、ラストアウトの議論もしました。

実は、これが戦後のシャープ勧告の非常に重要な 이슈で、インフレが3桁のような形で進んでいく中で、資産を再評価しないと見かけの利益が出てしまう、企業利益が流出してしまうということで再評価をしてきました。翻って、今、国を挙げて、私も最大の課題だと思いますが、デフレ脱却の中で法人税をどう考えるのかと。その中で減価償却はどう考えるのかですが、時代が変わって物価が余り上昇しないで利子率も極めて低い状況では、実は加速償却する必要は全くない、あるいはある意味でどのような形で償却しても償却の現在価値は変わりませんから、その影響を与えない。

インフレなら、先ほど言った100万円の資産を即時償却してしまうのが一つの手であれば、デフレのときには100万円の償却を10年目に一括して償却したところで、経済的な効果、シンプルな効果は変わりません。

ただ、現実にはデフレの中で企業の収益はなかなか上がりませんから、経済政策としては償却のコストは平準化してあげるのが正しい。そのような答えなのだろうと思います。利益を平準化することは、償却を定額化することだと、これで企業は失うものはないはずだし、それによって高い償却費で見かけの利益が今度は減ってしまうという問題もないと思います。

そのようなことを考えて、今日は来たのですが、富山特別委員の提出資料を見ると、減価償却のあり方について、定額法に統一していくべきであると。現在の低金利かつ資金余剰の経営環境では、定率を認めることによる経営上のメリットはほとんどない。私はビジネスマンではありませんが、財政学をやってきて、ビジネスの人と目線はぴったり合っている気がしました。

したがって、それぞれの我々の議論のコンポーネントも重要ですし、ただ、あり方について、今、佐々木特別委員と大田座長との間で議論がありましたが、これだけ膨大な財政赤字を抱えて法人税改革をするので、やはりベースとしては歳入中立をしてみずはやっていかなければいけません。そのようなときの思い切りの問題と償却の問題は性格的に多少違うのではないのでしょうか。シャープ勧告が日本を救ったとすれば、これで定率、定額法が日本を救うとは言えませんが、しかし、頭はデフレの中の経済政策はどうあるべきかという視点で、税調で議論を進めてもらいたいと思います。

○大田座長

ありがとうございます。では、高田委員、お願いします。

○高田委員

法人税の実効税率の引下げは非常に重要な戦略になるので、その中で、ただ同時に財政の健全化も重要なので、このような中で最初の論点ペーパーにもあるように、ゼロ・ベースでの見直しが必要というのは極めて妥当な状況だろうと思います。

とりわけ、こうした改革の国民への理解という上でも欠かすことができないプロセスだと思います。ただ、一方で、これまでの租特の背景には一定の目標があったと思いますが、これだけ年限が経つ中で、状況は非常に変化しているわけで、とりわけ長期にわたっている措置は環境変化などを見直して重点化を見直す、そのような意味で非常に良いタイミングに来ていると思います。新陳代謝等を促す観点からもこうした措置が必要だと思います。

ただ、同時に今回のこの状況、変革を考える上では、そもそもデフレを脱却するという目的がありますし、国際的にも見劣りをしないような制度設計が必要です。また海外からも、今回の我々が行う法人税改革を見られている、マーケットから見られているといった視点も必要ですので、このような視点を常に持ちながら今回の改革を

していく必要があると思う次第です。

○大田座長

ありがとうございます。では、佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員

できるだけ手短かに三点ほど申し上げます。まず一つは、もともと法人税の問題を法人税改革、構造改革という視点で考えるなら、大きく競争条件をどうやって均一化させるかという視点が必要だと思います。実は週末、OECDのレポートを読んでいると、どこにもそのようなことが書いてあり、やはり特定の産業、あるいは特定の部門をフェイバーする、そういった形での租特や減価償却の仕組みは良くない。それは製造業対サービス業かもしれませんし、いわゆる研究開発を重視している産業とそうでない産業かもしれません。

もちろん、国内外で競争条件を整理することが、ずっと言っている法人税の実効税率の引下げという問題だろうと思います。いかにして競争条件を均一化させるか。それによって企業にきちんと競争してもらおうという視点での構造改革かと思います。

二つ目ですが、私は総務省で政策評価をしているので、いつもこうしてしまうのですが、やはり政策評価の視点が必要で、租税特別措置は明らかに特別措置であり、効果が何なのかということを中心にきちんと検証した上で議論されなければなりません。もちろん、景気対策とか、何らかの構造転換とか、ある意味、短期的な目的のために採られている租特は期限が来たら止めるべきなのは当然ですし、研究開発税制にしても、別に止めろとは言いませんが、やはりどれほどの効果が誰にあるのかをきちんと検証した上で議論しないと、思いだけが前に進むのは危険かと思います。

最後に減価償却ですが、普通、経済学者が考えると、やはり即時償却の方がキャッシュフロー的に一番きれいだと思ってしまうのですが、実はこれには落とし穴があって、企業は借入で資金調達をしている面がありますので、よく知られているように加速度償却の場合ですと、逆に法人税が投資に対する補助金のような役割になってしまいます。今日償却できます、しかも借入れも損金算入できますということになり、コストの二度引きになってしまうからです。ですから、先ほど田近委員はデフレの時代との定額法と言われましたが、借入れというところを考えると、余り極端な定率というやり方、加速度償却的なやり方は見直すしかないと思います。

○大田座長

ありがとうございます。では、増井委員、どうぞ。

○増井委員

今の佐藤委員の二点目にも関係して、特に研究開発の租特について、費用対効果を考えることが大事だと思います。昨年の米国の文献サーベイによりますと、R & Dの規模に対する影響について実証研究を幾つかアメリカで見たと、支出額と従業員数を増加し得るが、費用効率性については様々なインディケータもあり、不確実で

あるというものが出ています。こういったタイプの議論でエビデンスに基づいて議論することが必要ではないでしょうか。

○大田座長

ありがとうございます。では、野坂委員、お願いします。

○野坂委員

私は、この論点に全面的に賛成です。ゼロ・ベースの見直しが必要だと思います。

資料6 ページに税調の平成8年の小委員会報告が出ています。この中にあるイからへにさまざまな論点がありますが、今回提示された論点とほとんど同じと言えるのではないのでしょうか。つまり、18年経っても同じことを議論せざるを得ない、ここに問題の核心があると思います。ですから、総理の言うように異次元の改革をやる、また法人税改革に思い切って取り組むと言う以上は、18年積み残していた課題に取り組まなければいけません。

先ほど大田座長と佐々木特別委員の議論、私も大変興味深く感じました。なぜ18年、なかなか進まなかったのかという背景の大きな要因は産業界の対応にあると思います。ですから、座長の指摘のように、産業界が本当に法人税改革、税率引下げが必要だと言うのであれば、それなりのこれまでにない対応を示すべきだと思います。もちろん、私も税率の引下げは必要だという点で賛成しますが、ぜひ産業界の新たな異次元改革に向けた対応を求めたいと思います。

○大田座長

では、秋池特別委員、お願いします。

○秋池特別委員

ゼロ・ベースで見直すことに私も賛成です。そして、真に必要なものに絞っていくことに賛成します。必要なものに絞るときは、一つは、もしかしたら、ものによっては本則に入れていくもの、あるいは止めるものがあると思いますが、それを考えるときの視点として、幾つかあろうと思います。

一つは、国をまたいで、要するに異なる税制の中で戦っている企業の競争を阻害しないというのはあると思います。もう一つ、論点の1. に、新産業が起りやすいとあり、それも大変賛成するところです。ただ、加えて新産業のみならず、新陳代謝を促すことがないと新産業が生まれてこないところもありますので、それはぜひはっきりと明示していただいたらよろしいのではないかと考えます。

どうすると新陳代謝が起こるのかというのは、租特に期限があることも大事かもしれないと思っていて、先ほど来お話があるように、租特によりどのような効果が起こったかを検証していくこと、そして、期限を定めてある時期に絞ることは重要かもしれないなくて、形ばかり残っているもののために、そこに頼って経営をしてしまう企業が現われてくることはまさに新陳代謝を阻害することにつながりかねませんので、そこはよく見るべきだと考えます。

もう一つ、これは議論のあるところかもしれませんが、この租特は、国には戦略があり、その戦略は公平性や中立性とはまた違うところにあつて、あるところを選択してそこを後押ししてやることも必要になってきますので、そこはだからこそ租特なのだということだと思いますが、それが戦略的に活用されていくためにも、期限を決める代わりに、ある期間をむしろ劇的にやっていくことの方が良いこともあるのかもしれないので、そういったことも併せて織り込まれていくとよいと考えています。

○大田座長

ありがとうございます。それでは、佐々木特別委員、お願いします。

○佐々木特別委員

産業団体がプレッシャー、圧力団体のような御発言がありましたので、そこは訂正していただきたいと思います。

今の安倍政権は、成長で日本の今の財政を立て直していくという基本的な方針があるので、日本の産業を潰してどうなるのかだけは考えていただかないといけないと思います。先ほど申し上げたのは、日本の税制、租特も、要するに国際的に見た場合、他国はほとんど本則などに入っている部分の方が多いのです。資源も、研究開発も。ですから、そこでまずイコール・フットィングをやってからでないといけないので、このゼロ・ベースのお話はそのように補足させていただいたと思います。

私の添付資料の2ページにもあるように、研究開発税制でも1パーセントの実効税額控除率上昇が企業の研究開発投資額を約2.33パーセント押し上げるという実証研究もあります。せっかく各界からの有識者が来ているわけです。皆さんがきちんとそのようなところを持ち寄った形で、日本の経済をいかに対外的に見たときに強くしていくか、この視点が入っていないと、税金だけでプラス・マイナスということではだめだと先ほど申し上げました。その点、誤解のないようにお願いします。

先ほど言ったのは、皆さん租特を減らす方向ばかり考えていますが、また、特定の業界という御発言もありますが、逆に言うと特定の業界からの特別会計でもあるのです。電気にかかっているようなものについての83パーセントは、実は製造業が負担して払っています。ですから、特別会計の負担は減らさないが、租特は削るというのはイコールではないと、そのように先ほど申し上げました。しつこいですが、よろしくお願いします。

○大田座長

私も誤解がないように申し上げておくと、佐々木特別委員の資料を拝見して、「25パーセント引下げ」と冒頭に書かれたことと、後段に書かれたことを成立させる方程式の答えはあるのだろうかということで、出していただけないかとお願いした次第です。

○佐々木特別委員

それを言うなら、座長から出していただいた前回のものにも25パーセントと書いてありますので、それと整合性のある資料を座長からもいただきたいと思います。

○大田座長

25パーセントまで下げるとは、私は言っていない。

○佐々木特別委員

こちらも一遍に下げるとは言っていない。同じプロセスをいくものと思います。

○大田座長

私も答えを出すために苦勞していますので、ぜひ一緒に苦勞していただきたいというお願いです。

では、翁委員、どうぞ。

○翁委員

租特ゼロ・ベースで見直しが必要というこの論点整理に賛成します。ここに租特透明化法に基づいて検証するべきではないかとありますが、私もこれを活用していくことが重要だと思います。ちなみに2011年の段階の調査でも、既に規模別の偏りがあり、大企業と中小企業が優遇されていて、中堅のところはそれほど優遇されていません。業種別にも大きな偏りがあることが見てとれますし、あと業種内でも適用率の偏りがかなりあるのが分かります。同じ業種の中で特定のところしか恩恵を受けていないように見られます。ですから、もう既に租特透明化法でデータが毎年毎年積み上がっているのだから、これをどんどん活用して、合理性があるかどうか、また手段として有効かどうかを検証していく必要があると思います。

追加的に申し上げたいのは、やはり中小企業税制で、先ほど御意見がありました、資本金で分ける考え方は考え直していく必要があると思います。中小企業については、どうやって成長させていくか、先ほど新陳代謝という御意見がありました、まさにそのような視点からもう一度、中小企業税制を見直していくことが必要だと思います。

手段としての有効性を申し上げましたが、これは租特でやるのがよいのか、いろいろ他にも手法がありますが、そういった他の政策手段との関係で、もう50年も経っているものもありますので、そういったものとの組み合わせで最も有効なものという視点での見直しも必要だと思います。あとグローバル競争の視点、秋池特別委員もおっしゃったように非常に重要だと思っていますが、これは法人実効税率の引き下げでどのようなように組み合わせを考えていくかということで議論していく必要があると思います。

○大田座長

ありがとうございました。それでは、山田特別委員、どうぞ。

○山田特別委員

租特はゼロ・ベースで見直しが必要ということについては大賛成です。中小企業の法人税の軽減税率の特例ですが、法人実効税率が40パーセント台という、所得の半分近い、高い税金がかかるときに考えられた軽減税率の制度が、法人税率の基本税率そのものを30パーセント前後、できれば30パーセント未満にという議論をしている現状

でも、同様の意義を見出すべきか否かという根っこのところからもう一回考えてよいのではないのでしょうか。様々な関係の方がいらっしゃるのと言にくいのですが、軽減税率は少し優しすぎると、率直にそう感じます。

二つ目ですが、試験研究費の税額控除の制度は、翁委員も言われましたが、どうも偏りがあるような気がしていて、私どもも比較的大きな規模、たくさんの中企業の経理のお手伝いをしている方だと思いますが、ほとんど適用例がありません。ということは、偏りがあるのだらうと思うので、その点の再検討はぜひやっていただきたい。先ほどの軽減税率の方は、措置法の問題だけではなく、本法も含めてという意味です。

最後、三つ目です。減価償却について、日本の法人税法の減価償却制度は任意償却といって、ここまでなら償却しても損金の算入を認めるという制度で、ゼロでも良いとも暗に言っているので、赤字の企業は意図的に減価償却をしないケースも相当あると見ています。会計士ですので、適正な期間損益計算という言葉が出てきてしまいますが、そぐいません。すなわち、減価償却は決めたルールに従って、毎期計画的規則的に行うべきもので、それを意図的にストップするという会計慣行は情けない慣行ですので、それを助長しているのが法人税であり、結果として繰越欠損金の控除期間を長くしているのと實際上同じ結果になっています。この際、減価償却は定額法でもよいと思います。強制償却制度にするという検討も余りにも実務的かもしれませんが、ぜひやっていただけるとありがたいと思います。

○大田座長

ありがとうございます。では、宮崎委員、お願いします。

○宮崎委員

賛成です。今あるものを切ったり張ったりしていくのではなく、もう更地から始まるという、もし無かりせばというところから積み上げる議論をすべきだと思います。というのは、政策誘導を、税制を使ってやるのが果たして今の時代に合っているかどうか。シャープ勧告でも税制での誘導はよろしくないとうたわれているようですが、これは護送船団方式の頃ならともかく、それぞれの企業が独自の挑戦をすることによって伸びていく時代に、横並びの誘導で何かするというのは時代の波に合っていないように感じます。むしろ先ほどどなたかが言われたように、企業行動を阻害しないで競争力を最大限にできるような努力の方が必要であり、研究開発は税金が安くなるからするのではなく、企業が生き残るためにするのですから、それをバックアップするような形のシステムを作る方が大事だと思います。

○大田座長

ありがとうございます。それでは、土居委員、どうぞ。

○土居委員

租特の見直しについては、もちろん私はその方向で行くべきだと思いますが、果たして本当にゼロ・ベースという言葉が文字どおりできるのかなと思います。

つまり、結局のところ、減収額で見ると、やはり先ほど主税局からの説明にもあったように、研究開発とか中小企業とか、そういったところでどうしても目が行きがちで、結局は代替財源という話が後ろにちらついているからなのですが、では沖縄関係の租特は適用企業がほとんどゼロだから、ゼロ・ベースで本当に見直すのですかという問題はあると思うので、やはりゼロ・ベースはもちろん美しい言葉で、そのとおりだと思うのだが、本当に結局は何を見直しの焦点に当てていくのかは、当然、法人実効税率の引下げの議論とセットで考えていくべきで、その中で本当に効果がないものならば止めていくべきだと思います。

研究開発税制ですが、私自身は、それを見直すことによってどのようなメッセージが発せられるかより、非常に慎重に気を付けていくべきだと思います。つまり、グローバルに展開していて、一生懸命研究開発をしている企業に対して租特を縮小するということになる、その分だけ増税効果が出ます。それに対して、国内の価格を相手に、独占的に利潤を上げている企業は別に研究開発をしていなくて、研究開発税制の恩恵を受けていないが、法人実効税率を引き下げられたら減税効果で丸儲けという、そういったメッセージが国際的に発せられたら、日本のビジネスの機会は、一体どのような法人税改革によって展開されるのかということは気を付けて考えなければいけません。

極端に言えば、法D3-1の資料の11ページにあるように、もちろん全廃することはないと思いますが、研究開発税制を全廃したなら、どの程度の所得に対するインパクトかということ、3.2パーセントです。研究開発税制を全廃したときに法人実効税率3.2パーセントを下げられたなら、確かに法人実効税率の引下げと研究開発税制で恩恵を受けていた企業との間では行って来いで、プラス・マイナスでほぼ平均的に見ればゼロになりますが、その対応関係をどうするか。もし、実効税率を下げたが、研究開発税制を劇的に減らしてしまうことになると、研究開発税制の恩恵を受けていた企業が、3.2よりも低い税率しか下がらなかつたら、増税になります。そういったこともあるので、その対応関係をきちんと見極めながら租特の見直しをやっていくべきだと思います。

もう少しだけ申し上げると、研究開発税制は、確かに同じ資料の12ページにあるように、売上高に対して比例的に研究開発を行う傾向があるということなので、租特があっても、ないしは租特を拡大しても研究開発が増えなかったということは確かにあるかもしれません。ですから、インセンティブ付けにもう少し見直しが必要かもしれないという側面は、租特の見直しの側面としてあるかもしれませんし、別の言い方をすると、売上高に対して研究開発を幾らにするかという企業のビヘイビアを見極めた上で、租特は潰してはいけないという話にもなってくると思います。

ですから、研究開発をしっかりとやる企業は、その企業のインセンティブを阻害しないようにしつつも、見直すべき租特は見直していくことが必要です。最後に一つだけ

申し上げますと、総務省の法D3-3の資料の1ページが非常に整理されていて良いと思うのですが、まさに租特には、①②③と様々な形があり、企業によりインパクトを与えているポイントが違うということです。これは極めて重要な指摘で、どこにインパクトを与えているかを見極めながら、租特の見直し、つまり、所得計算に来ているのか、税額控除に来ているのかによって恩恵を受ける企業は違うのです。先ほど租特の適用は偏りがあると言われましたが、税額控除なら黒字企業でない限り恩恵は受けられません。ですから、当然、黒字企業になると偏りがある。それは当然といえば当然なので、税額控除が良いのか、それとも所得計算の特例が良いのかという、その見極めもこれを機会にいろいろ見直しができるものは見直した方が良いと思います。

○大田座長

ありがとうございました。では、田中特別委員、お願いします。

○田中特別委員

私も産業側の意見として発言させていただきます。租税特別措置は特定の政策目標があって設けられたものだと思うので、税収で判断をするのは少し無理があると思います。全体に産業界をどうするのか、現状をどう変えていくのかという議論が産業界とも政府ともきちんと詰めていく必要があると思います。そこでこちらの意見としてどうなっているかということを示すのは良いと思います。

ただ、今日の資料を見てもそうですが、中小企業は欠損の話になると全部儲かっていないという話になっていて、今日、租特の話になると、中小企業も儲けているという話になる。もう少し公平な出し方をすべきだと思います。そして、やはり企業の持っている環境の中で、負担に応じて税負担をするのは公平だと思うのです。それについて、税負担を持ってない企業が悪いという話は少し急ぎすぎだと思います。

それから、先ほどの租特の話でもそうですが、税負担だけではなく全体的な国民負担にどう寄与しているのか。企業のあり方についても広範囲で見る必要があると思います。そうしないと、この国は我々中小企業にとっては悪代官の中で働きづらいという感覚になっていきます。今、課税ベースについては、公平性を保つために拡大をしろとおっしゃっていると思いますが、公平性とは企業の負担能力に応じて払うのが公平性だと思います。そうではなくて、応分にもっと負担をしろという話でいえば、それは悪代官の考えに近いのではないのでしょうか。今、中小企業にとっては、税負担だけではなく、やはり社会保障負担など、雇用についてかなり頑張っているところがあるので、それについてどうするかという議論をぜひしていただきたいと思います。

全体的に国際基準でも、中小企業の話が出てくると、諸外国の軽減税率が15パーセントという言葉が資料にあったように思いますが、日本は地方税制の実効税率、地方税込みで23パーセントなので、それほど大きな差があるということであるし、例えば韓国は、地方税込みで11パーセントと日本と大きな開きがあるので、もう少し公平にどうしたらよいかを相談するテーブルでお話していただきたい。企業にとっての都合

も、気持ちよく働いてもらわないと税収を上げられないと思います。その環境をどう作っていくのかという声をもう少し聞いていただきたいと思います。

○大田座長

ありがとうございました。では、田近委員、お願いします。

○田近委員

租税特別措置の研究開発のところで一つ意見を言いたいのですが、大田座長と佐々木特別委員、田中特別委員の議論を伺っていて、皆さん今デフレを脱却するために税サイドから何ができるかという同じ問題をシェアしているのは当然ですが、我々は、そこから出発しなければいけません。そういった意味では、金融面で異次元の政策をしたのと同じように、我々は今、法人税の議論をしています、デフレ脱却を目指して異次元と言われる、あるいは異次元の範囲になるような改革もしなければいけないのかもしれないという印象です。

研究開発税制ですが、少し制度的な流れを申し上げます。財務省説明資料の10ページに研究開発税制の改正の経緯があります。そもそも研究開発税制は、長い議論がありました。税額控除で、税負担を軽減してよいのか。本来、所得控除なら分かるが、税をばらまいてよいのかという議論が長い間あって、日本は税額控除をしてこなかったのです。その中で唯一例外として研究開発税制がありました。それが昭和42年です。その後、平成15年、18年というのは、増加型が総額型になって云々とありますが、気持ちとしては佐々木特別委員に当時の雰囲気などを話してもらえるとよいと思いますが、法人税をなかなか下げてくれない中で企業としては、それなら開発税制を通じて税負担を少しでも下げてくれないかというのが、ここに出ていると思います。ずっと法人税が下げられない中で、研究開発税制をやってきました。

その結果、11ページのように、これは繰り返しません、制度の利用の偏りも非常に大きくなっています。基本的には製造業に利するもので、非製造業は入っていません。ただ、仕組みとして研究開発費は、ほとんど人件費や原材料費で、即時損金算入され、R & D減税の恩恵を受けていないので、その他のところが割を食っているというわけではありません。プラスアルファの制度です。その他、業種や企業、規模の偏りはここに書いてあるとおりで、何を申し上げたいのかというと、やはりこの制度の生い立ちを踏まえて、そして我々が今やろうとしているデフレ脱却を視野に置いた法人税改革をしていくときに、法人税率をこれからも下げるなら、R & D減税もその経緯から言って元に戻すべきものは戻してもよいと思います。

経済学者の割に、政策論的なことだけ言いましたが、今までの経緯を見てきた人間としては、今回ここで額を寄せ合って法人税をどう下げようかと言っているのですから、それと同時にR & D減税の見直しもやむを得ないのではないかと、程度の問題ですが、そう思います。

○大田座長

佐々木特別委員、どうぞ。

○佐々木特別委員

この図を見ていくと、本当に言われるとおりの苦肉の策なのです。本来、本丸は総額型のところできちんと減税をしなければいけないところを、そんなことを言ってもきちんと増えたものばかりだとか、高水準のものだけだとか言われ続けてこのようにきたわけで、これをきちんと本則化をしていって、他国より良くしてとは言っていませんので、他国に負けないぐらいの形でぜひお願いします。

先ほどどなたか、このような政策を推進するのに税制でやるのはおかしいという話がありましたが、例えば研究開発税制を止めたとすると、私の資料の3ページに、研究費負担割合がありますが、要するに国が研究開発をきちんと推進しているかという点、日本は最低線です。18パーセントしかありません。フランスは37パーセント、ドイツは9.8パーセント、アメリカも32.5パーセントは国営で実際に研究を進めているのです。ですから、税制で助けるのだったら、税制でも、国の研究支援でも助けている諸外国といかに同じ土俵で戦っていくかをよく考えたときに、税制で負けている部分をもっと負けさせようということ自体が本当に日本の産業を育成することになるのか、そこだけはぜひ御配慮いただきたいと思います。

○大田座長

では、田近委員、どうぞ。

○田近委員

思わぬ展開になったのですが、申し上げたかったのは、法人税が下げられない中でやってきた、戻すというのは、本来あったR&Dのエフォート、増やせばそれに見合っただけで引いていく。むしろ総額。我々の議論は、ある意味で異次元的な議論かもしれません。ですが、私が言いたかったのは、見直しとは、左側の方に見直せばということで思わぬ展開になりましたから、意見の違いはあったということでは言わせてもらいました。

○大田座長

平田委員、どうぞ。

○平田委員

私は、逐次投入した政策は全て失敗すると思っているので、成長戦略のためには短期間で法人税を大幅に下げるといって本則の方で下げていく。したがって、租特という例外の方は、全面的に見直すことが必要だと思います。

実際にこの議論を始めると、様々な利害の塊のようなものですから、様々な方が様々なことを言われて、滅茶苦茶になってしまうのが今までの歴史なのです。したがって、この論点整理に書いてあるように、期限があるものは原則として廃止をして、期限がないものは期限を設けるという考え方には基本的には賛成です。

○大田座長

ありがとうございます。では、佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員

何度も出ている話ですが、ここでの議論は、法人税率を下げるのが前提条件で、その中で租特をどれだけ縮減するかという話をしていきますから、先ほど佐々木特別委員から、実証研究で租税特別措置の拡大が確かに研究開発や設備投資などにプラスの効果をもたらすというのはそのとおりですが、それは法人税率を下げない状況で、研究開発税制を拡充すれば投資が喚起されるのは当たり前で、今、その構成を変えようとしているわけであって、研究開発税制の方は抑えるが法人税率は下げるという組合せの下でどのような効果が起きるかは、きちんと考えなければいけないと思います。

それと関係しますが、OECDやIMFなどの研究レポートなどを見ても、要するに経済的な意味での平均税率と、経済的な意味での限界税率の区別があって、いわゆる租税特別措置は経済的な意味での限界税率です。あと1億円投資したときにどの程度収益率が上がるか下がるか、税金でとられるかという話にアピールするのですが、やはり法定税率がすごく大事になってくるのは経済的な意味での平均税率の方で、諸外国は今、何で競争しているかという立地競争です。あるいは先ほど新陳代謝という言葉が出ましたが、新規の企業活動を促進したいとなると、やはり平均が大事だということになれば、特に収益率の高い企業をサポートして、応援する観点から、例えば法人の名目税率を下げると租特の方は抑えるということで、平均的、経済的な意味での平均実効税率をいかに下げるかという議論は、やはり主流だという気はします。

○大田座長

では、岡村委員、どうぞ。

○岡村委員

まず研究開発税制について、これは基本的には特定の企業行動を促すものという整理が、資料でもされているところですが、現状はほぼ恒久減税になっています。したがって、この減税分は税率の引き下げに回すのが筋ではないかという感じがいたします。

さらに先ほど田近委員から、研究開発は現在即時損金算入できるようなものだというのですが、外国の例などを見ると、研究開発とは将来の収益につながるものから、資産化をするという考え方もありますし、そういった裁判例などもあるところでは。仮に租特を無くしたとしても、研究開発としては日本の法人税制はかなり優遇的なものがあると思います。

租税優遇という言葉は、経済的な所得を超えるような損金算入を認めるかどうか、あるいは税額控除を認めているかというところから考えるべきで、措置法か本法かの区別よりも、もう少しそういった規範的な意味で考えた方が良いでしょう。

国際課税に関しても、例えば我が国で損金算入されたR&Dの成果が外国に持ち逃

げられて、結局、課税を受けないという例があります。これも国際課税ディスカッショングループで種々議論していることですが、そういった我が国の脆弱性もあるので、そこは見直した方が良いでしょう。

減価償却ですが、先ほど佐藤委員からいみじくもお話がありましたが、仮に即時償却を認めて、それを借入れで取得した場合、どのようなことが起こるかという、いわゆるネガティブ・タックス、負の課税と呼んでいます。国が一部、税金を戻すような話になってきます。そうすると租税特別措置法が与える租税優遇は、そこまで与えているのかどうかについて規範的な論点から考えてみる必要があると思います。

つまり、欠損金額を作るようなところまで、あるいは課税所得をゼロにするようなところまでの租税特別措置、優遇措置といったものを認めるのが措置法の本来の趣旨なのかという論点も少し考えていただきたいのです。

もしそうでないとすると、ある程度の課税、つまり経済的所得に対する課税を考えるべきことになります。先ほど悪代官というお話も出ましたが、やはり経済的な所得、企業会計上の利益が出ていながら、法人税法上の欠損金が発生し、あるいは全く法人税の負担がないといったことは見直すべきで、主税局からはアメリカの代替ミニマム税の例が出ていますが、少なくともある程度の利益が出ているものは、課税の対象にすることが考えられると思います。それを法人税と言うかどうかは別で、法人という法的空間を利用しているわけですから、これに対する利用料と考えてもよいかもしれません。つまり費用的な理解でもよいのかもしれませんが、そのようなものを入れてみる、あるいは特別措置の利用に総量規制をかけるといったことも考えるべきではないかと思います。

先ほど増井委員はエビデンス・ベースを言われていて、私も文献サーベイをやってみました。外国、特にアメリカは様々な措置を出していて、その実証研究も十分ありますが、日本はそのようなものが乏しくて、効果が十分に検証されないままこれまで利用されてきたことが、反省点としてあると思います。

○大田座長

佐々木特別委員、どうぞ。

○佐々木特別委員

即時償却の話はもちろんそれでできればよいのですが、ずっと欠損でいけるような仕組みで、なおかつ借入れでやったらとんでもない話になります。

我々が本当に問題にしているのは、そのようにしないと海外に勝てないからです。設備投資を大胆にしていけない限り国際競争力が付きません。ところが、償却が終わったものに対して課税が残っているのはほとんど日本だけで、そこを我々は問題視しています。定額だろうが定率だろうが、どちらでも我々は選べるようになっていれば、そのときの経営の実態に即した方でやります。ですから定額、定率という話よりは、本当は償却資産に対する課税が問題です。

もう一つは、半導体などは4,000億くらい投資をしても3年も経てば次の投資をしなければならぬのです。ですからそのようなものに対してどのような耐用年数にするかという実質的な取り決めをしっかりとしていかないと、なかなか難しいと思います。

○大田座長

今のお話を議事録に入れたいということは、記者の方が後ろにありますが、オフレコでしょうか。

○佐々木特別委員

そこまでは結構です。

○大田座長

土居委員、その後、ここまでの議論で事務局から何か補足があればお願いします。

○土居委員

二点だけです。先ほど田近委員が言われたこれまでの研究開発税制の経緯、岡村委員が言われた、租特が恒久減税になっているなら基本税率に反映させるべきではないかという話、私自身もそのとおりだと思います。

税率を下げるるとともに研究開発税制で必ずしも必要ないというか、減税効果が別の形、税率引下げで受けられるのならば、対応できるところはそういった形で見直すことはあってもよいと思います。

そのような意味では、法D3-1の資料の11ページに、先ほども言及しましたが、3.2パーセントという数字が出ているところは非常に意識をしながら、どこを変えればどのような企業に影響が及んで、そのときに研究開発税制の恩恵を受けていて、研究開発を一生懸命やっている企業が増税にならないように対応する必要があると思います。

二点目は、減価償却の定額法のこと、田近委員が言われたことが理論的にはそのとおりだと思います。さはさりながら、もっと下心を言えば、定額法に変えることを通じて税収の入るタイミングが変わりますから、そこで早めに税収が入ってくることを通じて、そこで財源として税率引下げの財源に充てていくことは考えられると思います。

○大田座長

では、田中主税局長、お願いします。

○田中主税局長

先ほど財務省の方でいろいろと考える必要性があるのではないかという御指摘もありましたので、ここで議論いただいている枠組みについて、これは釈迦に説法ではありますが、確認的に申し上げます。

この議論の最初の頃に御説明しましたが、要はこれから日本の経済がアベノミクスによってどのように伸びていくかという前提に立って、財政状況も内閣府が試算を出しています。これは将来のGDP、名目GDPに一定の仮定を置いて、それに基づいて歳出あるいは金利、税収も一定の我が国の政府が持っているマクロのモデルに基づいて計

算をしています。将来的に2020年まで3パーセント後半、例えば2020年だと3.6パーセントという名目経済成長率ですが、これで計算すると2020年のプライマリー・バランスは約12兆円の赤字が残ることになっています。

先ほど減税を行う場合の財源云々というお話がありましたが、私ども財政当局も、内閣府も同様だと思いますが、この2020年のプライマリー・バランス黒字化を歴代内閣が、ずっと対外的にも言ってきていますので、いかにして達成するかという課題から逃れることはできないわけで、その前提で税制改正の中身も御議論をいただきたいと思います。諮問会議でも、この点は麻生財務大臣から明確にそのような指摘をさせていただいています。そこはぜひよろしくお願ひいたしたいと思います。

あと、細かい点ですが、今まで説明をしてきた、例えば欠損金の繰越控除についてどういった企業がどの程度利用しているかについて、前回、御説明をしているものがあると思います。中小企業だけが欠損金の繰越控除を使っているという説明をしていないはずですので、事実関係が必要であれば追加の説明をさせていただきます。

○大田座長

では、佐々木特別委員、お願いします。

○佐々木特別委員

諮問会議の一員ですので、麻生大臣と少しそういったお話をしたことはもちろんそのようなのですが、これから平成27年度予算を進めていくのですが、今、2015年のプライマリー・バランス赤字半減はできる。昨年の実績をずっと見ていったときに、プライマリー・バランスの赤字を、4兆円を改善するところ、5.2兆円の改善ができた。これは立派なことです。

ですから、それと同じようなことをしっかりとまずやって、2020年の1.9パーセントの赤字を小さくしておくことで、この6月以降の成長戦略と併せて本当にプライマリー・バランスのゼロ化、黒字化をしていく方向性だと思います。ですから、先ほどお話ししたように8.7兆円が10.1兆円になったように、成長して上振れしたものは、財政の健全化と景気対策と法人税減税の三方一両得、そういったものにきちんと資するべきであるという議論も諮問会議の方でされています。全てが税収で1.9パーセント分、12兆円頑張りますという話ではないと思いますので、ぜひその点よろしくお願ひします。

○田中主税局長

そこは当然でして、12兆円を全て税収で稼ぐなどということはおよそ不可能だと思いますが、仮に6兆円という議論があったとしても、これは相当の成長力が必要になるでしょうし、ここでも議論が行われていますが、法人税率を下げたらそれが本当に経済成長に結びつくか否か。規制緩和ではなく、法人税率を下げるのが本当にどの程度の経済成長に結びつくかという議論は、前回、ここでもいろいろと御議論があって、非常にコントラバーシヤルな部分があると思いますので、今、佐々木特別委員が言われたように、2020年までの道筋を思い描きながら、その中で恒久的な減税には、

恒久的な財政措置がどうしても必要であるというのが私どもの考え方です。

○大田座長

では、佐々木特別委員、一言でお願いします。

○佐々木特別委員

本当に言われるとおりのので、ぜひ税制の改正だけではなく、歳出削減をしっかりとやっていって、裁量的経費しか触れないという話もありますが、本来そうではなく義務的経費のところの効率化などでやっていくと相当削減できるはずであり、この点財務省と諮問会議は同じボートに乗っていると私は思っていますので、ぜひよろしくお願いします。

○大田座長

歳出削減は、諮問会議でももっとやっていただきたいとかねがね思っています。

では、中里会長、お願いします。

○中里会長

岡村委員が言われたことで一点、事務局に後で調べていただきたいのですが、試験研究費とはかなりの部分は人件費です。つまり使ったときに損金算入されます。その結果作り出され、特許権などからプラスのキャッシュフローが将来生まれ、そのときに課税になりますから、先にマイナス、後からプラスですから、これはキャッシュフロー・タックスの形になっており、課税繰延が発生しています。

そうすると、これはまずいというので、アメリカではユニフォーム・キャピタライゼーション・ルールというものがあって、有形資産を製造する場合に人件費等を一旦資産計上してその損金算入を伸ばすのが本則のルールとして入っていたのではなかったかと記憶しています。適用対象は有形資産のみのようですし、そのような扱いが良いかどうかは分かりませんが、税額控除のところだけフォーカスしないで、そういった外国の例もトータルで見て、入れろと言っているのではなくて、そのようなところを議論したらどうかということで、事務局でお調べいただきたいと思います。

○大田座長

では、土居委員、お願いします。

○土居委員

先ほど経済成長の話で、確かに自然増収で法人税収がより多く入ったものを補正予算で使われたらたまったものではないという気持ちは分かるのですが、1月に出された内閣府の試算、田中局長が指摘されたところですが、既に私は政府の立場ではそうなのですが、一経済学者として申し上げますと、経済再生係数で3パーセント強の名目成長というのは、相当高い成長を実現できなければ成し遂げられません。内閣府の試算には、そこで上がってくる自然増収が既に織り込まれていて、それでもなお1.9パーセントのプライマリー・バランスの赤字があるので、そこより上回った部分の自然増収はもちろん内閣府の試算でもカウントされていないから、佐々木特別委員が言われ

たような意味は分かりますが、極端に言えば3パーセント強の成長をしている部分の、それでも自然増収が入っているのですが、それを法人減税の財源にとというのは、それはプライマリー・バランスの1.9ができない方向に作用するという懸念があるので、そこは慎重にするべきだと思います。

○大田座長

事務局から何か資料の補足説明はありますか。先ほどの会長の御質問も含めて。

○富安主税局税制第三課長

会長の御質問については、宿題として次回以降に提出させていただきます。

最初に技術的な話で、本則や租特というお話がありましたので概念の整理をさせていただきます。岡村委員から規範的というお話もありましたが、法人税法自体は所得計算の基本ルールを作っているわけですし、言ってみれば会計原則と調整するルールを定めています。そのルールの範囲を超えて政策的な要請に応じなければいけないときに、特別のルールとして租税特別措置法を規定しているのが基本的な考え方です。

それから、何点か先ほど御指摘のあった中で、例えば佐々木特別委員が出された資料のトン数標準税制の話で、日本船舶の適用が15パーセントとありました。租特とは政策目的の下にあると先ほどどなたかの御発言がありましたが、基本的にこの税制は、我が国でいわゆる日本籍船を増やしていこうという政策目的の下に措置しています。この適用船の割合を増やしていくことは、日本籍船以外の便宜置籍船のような、課税的な意味合いで、課税が若干緩くなっているところの便宜置籍船などの割合も増やす側面もあることに御留意いただければと思います。

あと、減価償却の話で法人税法は、ただいま償却可能限度額は100パーセントになっていますので、補足させていただきます。

○大田座長

佐々木特別委員、どうぞ。

○佐々木特別委員

日本籍船を増やすために適用率を下げているというのは、確かにそう言えばそうなのですが、全滅してしまったらアウトです。相手はほぼ100パーセント適用されているものに対してこちらは15.8パーセントですから、やはりそういったところを本当に見直していかなければいけません。

もう一つは、適用率の低い15.8パーセントの日本船が7割の輸入物資を運んでいます。要するにそのままコストに乗っているだけですので、本当に政策目的に合っているのかどうか。逆に政策目的からすれば100パーセントにしてくれればもう少し増えると思いますし、日本籍船と言いながらも働いているのは外国人です。今、少子高齢化の中で船員全てを日本籍で賄っている日本籍船はありませんから、その現実をもう少しきちんとつかんだ上で、本来は国力に対してどのようにサポートできるかをぜひお考えいただきたいと思います。

○大田座長

ありがとうございました。

それでは、御協力いただいたおかげで大分議論が出ましたので、もう一度論点の紙に戻らせていただきます。

今日は租税特別措置を見直すに当たってのものさしをしっかりと作っていきたいということで論点をお出しし、様々な御意見をいただきました。今までいただいた御意見について、まず1番の租特はゼロ・ベースでの見直しが必要。これにはおおむね賛同が得られたのではないかと思います。もちろんそのゼロ・ベースは、土居委員が言われたように全てゼロ、機械的にゼロということではなく、そこは、政策目的を丁寧に見ていかなければいけません。これは当然のことです。

それから、租特の見直しに当たっての論点、ここがものさしになりますが、期限の定めのある政策税制は、期限時に廃止が原則だと。定めのない政策税制についても適用実態調査などを活用して効果を検証し、期限の設定、対象の重点化を行う。ここまでは賛成が得られたように思います。

研究開発税制について一つ目の丸、新陳代謝が促され、高収益の企業が生き残るような、これが市場メカニズムの機能ですが、これを阻害しないよう見直していくと。それから、広範囲の試験研究費を対象とせずに税制で促進すべき分野に集中させる。総額型は本則にすべきだという御意見と、その必要性を見直すべきという御意見がありました。

中小企業支援のための政策税制としては、資本金ではなく、所得の状況も勘案して適用範囲を見直すべきである。中小企業が成長するための税制に焦点を絞るべきという御意見。これも多くの方からいただいたように思います。それから、利用実態に応じて見直す。これも機械的に例えば沖縄向けの政策税制の利用がゼロだからといって、未来永劫ないものとして廃止してよいのかということとは当然ありますから、そこは丁寧に見るにしても、特定の企業への偏り、適用者が極端に少ないものは見直すべきではないか。この点について合意が得られたように思います。

このものさしに関しては、佐々木特別委員からグローバルの視点でのイコール・フットリングが重要である。これは私どももそう思っていますので、ものさしとしてはその中に入れていきたいと思えます。同じイコール・フットリングでも企業間のイコール・フットリング、特定の企業に偏りが無いようにという、これも重要なものさしであると思えます。

1と2について議論を踏まえた印象としてそのような感じですが、御反論があればぜひお願いしたいと思います。

佐々木特別委員、どうぞ。

○佐々木特別委員

とにかく日本は鎖国をしているわけではありませぬので、ぜひ、他国との国際競争

の観点からイコール・フットィングをきちんとしていただいで、そこが侵されるようではこれから先、日本の成長はあり得ませんので、ぜひこの論点の中の基本的なところに入れていただきたいと思います。

それから、先ほど途中でお話しされた件数で租特を決めるというのは、例えば使用済み燃料とか原子力発電設備とか、対象の電力会社が10社しかないところで原子力発電所を持っているのが9社しかありません。そのときに9件だと言っているのです。国会答弁の中で。トン数標準課税も、日本の外航運送業者は上位3社で売上の88パーセント、上位7社でいくと96パーセントを占めています。ですから件数が少ないことだけで言うのではなく、政策目的でぜひお話をしていただきたいと思います。

○大田座長

一つ目の国際競争力は、総理がダボスで言われた国際相場に照らして競争的なもの、これがスタート地点であるということは最初で踏まえています。政策目的についても、政策目的自体を見直していきながら考えていきたいと思います。

それでは、田中特別委員、お願いします。

○田中特別委員

中小企業についてはずっとお話をしていますが、一部の企業が恩恵を受けているからといって全体を評価すべきではないと思います。全体の評価については雇用を維持していることや、全体にどう寄与しているかが重要だと再三申していますので、それについてやはり判断をしていただき、その評価をしていただきたいと思います。

今の話だと、一部の企業が儲けているのに中小企業が恩恵を被っているということだけで、全体の政策を否定するような話なのかがとても重要だと思います。

先ほど言われたように、中小企業は240万社あって、そのうちの何社がそれを受けていて適用がどうかという、細かい話が必要だと思います。それから、それ以上に儲けている企業は費用対効果が非常に良くて、税金をたくさん払っていることも現実ではあると思うので、それをどう考えていくのか整理していただきたいと思います。

中小企業について、今の租特の話ではなく、本則化することも踏まえてどう考えるのかを意見していただきたいと思います。ここで言う一部が恩恵を被っているとか、全体的に赤字が多いという一般論だけではなく、どうしたいか、どうするかということを見極めていただきたいと思います。

○大田座長

それは、先ほど佐々木特別委員が言われたように、政策目的にしっかり照らしてという御意見ですね。

○田中特別委員

そうです。

○大田座長

それでは、田近委員。

○田近委員

大田座長のまとめで少し聞きそびれたかもしれないので確認を含めてですが、研究開発税制のところでいろいろ議論をして、私も岡村委員もそれにさらに深い議論をし、会長も議論されましたが、ここで議論したのは研究開発税制を本則に入れるべきだという議論までは深めていなくて、今までの仕組みを考えるといろいろ議論はあるのですが、総額型はここに書いてあるように、その効果を考えると、今度、税率引下げに応じて見直すべきだと、この辺りが最大公約数だったのかと思いました。

○大田座長

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員

租税特別措置ですが、めりはりと言いますか、重点化と言いますか、やるのであれば原則論からの逸脱なので、租税特別措置は研究開発税制も含めてやるなら国家戦略として、あるいは社会的な恩恵が明らかな分野にターゲットを絞り、かつ、それをきちんと検証することがあってしかるべきだと思います。

先ほど田中特別委員から雇用を守っているという話があります。そのとおりだと思いますが、中小企業の観点から見ても、雇用を守っているのは租税特別措置だけではなく、実はこの話をするならもっと話は大きくて、社会保険料から固定資産税から、もっと大きな雇用を守るという視点でいけば、租税特別措置に議論を限定するのはむしろ問題の矮小化だと思いますので、もう少し広いスタンスで考えられた方が良いと思います。租税特別措置にはもちろんそれなりの目的があるので、新規投資を促すとか、設備の更新を活発にさせるとか、もっと狭い意味での目的がありますので、それに本当にならっているかどうかという視点からの評価があつて良いと思います。

先ほど主税局長から、法人税を下げても成長するかどうかよく分からないという御指摘がありました。経済学者は別に何もしていないのではなく、世界的に、アカデミックに様々な研究があります。OECDでもレポートが出ており、定量的にと言われると、特定化とかサンプルとか年間によってかなりばらつきがありますが、定性的にと言われたら、法人税は成長に対してはマイナスです。影響としては、世界的に見るとランキングから言えば一番良い税金は消費課税、資産課税、一番悪いのが法人税というのは大体成長との関係では言われていることで、別に全く経済学者の間でコンセンサスがない議論をしているのではないということです。

○大田座長

ありがとうございます。

それから、最後の論点、減価償却制度について定額法に統一することに反対論はなかったように思いますが、佐々木特別委員は反対でしょうか。

○佐々木特別委員

自由度があつてよいのではないのでしょうか。定率法も定額法も選べる。IFRSも結局、

選べるようになっていきますので、どちらかにしたいときにどちらかが有利だったらもちろんいろいろありますが、余りそこのところを触っても仕様がなと思います。

○大田座長

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員

素朴な疑問で、私が知らないだけかもしれませんが、確定決算主義との関係で、この際なので税制上の減価償却の話と企業会計上の減価償却の話と分けて考えるべきなのか。あくまでこれは一体として考えていくのか、その議論の前提がよく分かっていたののですが、これは確認させてください。

○大田座長

岡村委員、どうぞ。

○岡村委員

いわゆる損金算入要件というものがありますから、企業会計上、費用と考えない限り、法人税法上も損金に算入できません。これは先ほども御発言があったと思いますが、企業会計を実は歪曲しているのではないか。本来の企業利益を算出していないのではないかという話があるということです。

○大田座長

佐藤委員、よろしいでしょうか。

○佐藤委員

ここでの議論は、あくまでも確定決算主義を守るという議論でよいのですね。

○大田座長

田中特別委員、どうぞ。

○田中特別委員

償却についてはケース・バイ・ケースでもう少し慎重に考えていただきたいと思います。例えば商店街の活性化のためにビルを建てようというときに、お金が集まらないと借入れをします。そうすると事業期間と償却期間が合わないのので、空のお金がたくさん出て、その資金繰りがほとんどできません。ですから耐用年数に合わせる考え方もあるでしょうが、事業年数に合わせて償却する方法もある気がします。ですから、ケース・バイ・ケースで活性化をするための方法として検討いただく余地もあると思います。

○大田座長

先ほど借入れは損金算入されるので、それは不当ではないかという御発言もありました。

○田中特別委員

事業年数を決めていて、例えば定借で、20年でビルを建てたときに、ビルの年数は50年ですから、最初は空配当をどんどんしていかなければいけません。普通、街作り

をやろうとすると50年先の街は分からないので、20年ぐらいが限度ですが、これは全然合いません。資金繰りができないのが現状です。

○土居委員

確かに定率法、定額法それぞれケース・バイ・ケースだと思いますが、法人実効税率引下げの代替財源を考えたときに、課税のタイミングを定率法から定額法に変えることを通じて財源が出ることはあると私は申し上げたいと思います。

○大田座長

田近委員、どうぞ。

○田近委員

定率法のところで話しましたが、課税ベースが広がって結果として税率を下げる余地が出てくるのですが、デフレ脱却の経済政策の一部だというのが同時に重要なことだと思います。あとは佐々木特別委員と田中特別委員の言われることも、その辺りは実際の制度でどのようにうまく反映させるかの工夫だと思います。

○大田座長

中里会長、どうぞ。

○中里会長

大昔に減価償却のことを調べたことがあり、今どうなっているのかは分からないのですが、フランスやドイツだったと思いますが、定率法は特別措置であるという理解でした。定額法が基本です。それから、IFRSは選択ですが、私は定額法の方にかなりシフトしているのではないかと思います。この辺りは山田特別委員と上西特別委員にお伺いしたいと思います。

○大田座長

上西特別委員、いかがでしょうか。

○上西特別委員

原則、定額法です。

○大田座長

ありがとうございました。上西特別委員、どうぞ。

○上西特別委員

定額法に統一するのも一つの有力な選択肢ですが、そのときに減価償却の重要な要素の検討も必要だと思います。まず、償却方法の定率法か定額法か。それ以外にもあります。残存価額と償却可能限度額、これは二つ目の要素。三つ目ですが、耐用年数です。常に見直しをしていただいています。定額法に仮に一本化するのであれば大きな改正なので、我が国での利用実態をみる、そして、これも国際的なイコール・フットィングです。耐用年数を別に縮めてくれという話ではなく、結果、伸長するものもあれば短縮もありますので、見直しが必要ではないかとの意見です。

もう一点、先ほど話題になった減価償却の損金経理です。損金経理という意味及び

その処理を前提とする確定決算主義は維持すべきだと考えています。申告調整で何でもありにすれば実務は非常に混乱すると思いますので、確定決算維持を主張しておきたいと思います。

○大田座長

ありがとうございました。大変活発な御議論を頂戴いたしました。では、次回は第4回目となりますが、地方法人課税の改革について、外形標準課税や、地方税の損金算入、これは国の法人税を計算するときに地方税は損金算入されています。ドイツはこれを見直したのですが、こういった問題について4月24日の2時から御議論いただきたいと考えています。正式な案内については事務方から連絡させていただきます。

この後、引き続いて総会が開催されます。総会になるとインターネット中継がされます。この準備がありますので、このまましばらくお待ちください。総会の議論の時間は30分間です。

それでは、これで法人課税DGの議論を終了します。どうもお忙しいところありがとうございました。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。